

自治基本条例 検証シート

◆基礎情報

制度の名称/ 自治基本条例の条	協働のまちづくり制度（第16～20条）	担当部課名	市民生活局市民協働推進室 コミュニティ・生涯学習課
制度の目的 （誰に/何を/どうする）	市民と市、市民同士は、適切な役割分担の下で連携し、協働してまちづくりに取り組むことにより、社会的な課題の解決を図り、もって地域の個性を生かした、質の高い、心豊かな社会の創造を目指す。		
関係条例等	協働のまちづくり推進条例		
制度の取組状況（主にH30年度以降の取組を記載）			
<p>○協働のまちづくり推進組織の認定校区数 ・H30年度：11校区 ・R元年度：14校区 ・R2年度：15校区 ・R3年度：15校区 ・R4年度：17校区 ・R5年度：17校区 ・R6年度：19校区</p> <p>○協働のまちづくりのための基盤整備について (1)意識啓発：地域における会議での啓発、協働のまちづくり講演会、市職員対象の研修・啓発、自治会・町内会新会長研修会 等 (2)人材育成：地域における会議での支援、28校区の会長による意見交換会、地域事務局連絡会（研修会）、地域事務局座談会、あかしまちづくり懇談会、持続可能な組織運営を考えるまちづくり 等 (3)情報の共有：明石市連合まちづくり協議会理事会での情報提供、まちづくり協議会運営ハンドブックの配布、ホームページ「まちナビAKASHI」の運用、広報誌「あかしまちづくり」を発行 等 (4)場の提供：活動場所としてコミセンなどの公共施設の場を提供(減免制度あり) 等</p> <p>○地縁団体(自治会・町内会)への支援について ①回覧等の委託費交付、②補助金の交付(集会施設の整備・掲示板の設置等)、③ガイドブック・加入促進マニュアルの策定、④新会長研修会の開催 等</p> <p>○分野型市民活動団体への支援について ①助成金の交付、②団体同士の交流会、③スキルアップセミナー(会計・広報)、④活動相談 等</p>			
取組の成果/効果		取組の課題/制度に対する考え方	
<p>○協働のまちづくり推進組織の認定校区数：19校区/28校区 ※令和9年度には全校区が認定組織となる見込み。</p> <p>○協働のまちづくり推進組織では、開放的・民主的な組織運営により多様な住民の参画が生まれ、関わる市民のシビックプライドが育まれている。そのため、学習支援事業や地域の居場所づくり事業、地区防災計画の策定など、多様な地域課題解決のための市民主体の取組みが生まれている。</p>		<p>協働のまちづくりの仕組み構築に係るモデル事業が始まってから10年以上が経過し、現在では過半数の校区が認定組織になっている。そのため、外部有識者等に制度やこれまでの取組みについて検証していただき、地域交付金や支援の在り方、制度自体の見直し等を検討したいと考えている。</p>	

検証（1）制度が社会情勢に適合しているか

制度に関連した社会情勢	左記の社会情勢の現状と制度が適合しているか	自己検証	横断的検証	市民検証
<p>○社会環境の変化、価値観の多様化などにより、住民のつながりが希薄化になってきている。また、子育て、防災、福祉など各分野において市民ニーズも多様化している。さらに、地域により、その課題や状況が異なるなど市民ニーズの個別化の傾向も著しくなっており、これまでの画一的な行政サービスだけでは対応できなくなっている。</p> <p>○令和6年9月、新たに地方自治法に「指定地域共同活動団体」制度が盛り込まれた。</p>	<p>○まちづくり計画書の策定過程において、住民アンケートや意見交換等の機会を通じて顕在的・潜在的な地域課題を発見し、地域の実状にあわせた取組みを効果的に展開することができる。また、協働のまちづくり推進組織が事業に紐づかない地域交付金を活用することで、効率的に地域の課題解決に取り組むことができる仕組みになっている。</p> <p>○協働のまちづくり推進組織は、市長が定める要件を満たすと市に認定される。また、地域の多様な団体によって構成されているため、既存の地域コミュニティの枠組みを超えて、新たに住民のつながりを作っている。</p>	○	○	

検証（2）本市にふさわしい制度か

<p>○本市が「SDGs 未来安心都市・明石」を掲げ、誰一人取り残さないまちづくりを目指す中で、潜在的な地域課題の発見と解決のため、より身近な、地域での顔の見える関係づくりが重要となる。コミュニティの希薄化が続いている中で、市民が主体となって多様な人が関わりながら住みよい・住み続けたいまちの姿を描き(協働のまちづくり推進計画の策定)、地域の課題解決に取り組む本制度の取組みは、自治会・町内会やPTA等の既存の地域コミュニティの枠組みを超えた人のつながりを作る上でもふさわしい制度である。</p> <p>○「対話と共創」をまちづくりの基本方針と掲げ、対話しながら多様な主体と協働でまちづくりに取り組む本制度は、本市にふさわしい制度である。</p>	自己検証	横断的検証	市民検証
	○	○	

検証（３）制度が条例の基本原則に適合しているか

市政運営の基本原則	市政運営の基本原則に基づいて、制度が運用されたか (右記「自己検証」で「—」を選択した場合は記載不要)	自己検証	横断的検証	市民検証
1 参画と協働に基づくこと		—	—	
2 公正で透明であること	協働のまちづくり制度は全ての市民を対象としており、制度を周知するなど、協働のまちづくりに関する理解を深めるよう努めている。また、協働のまちづくり推進組織の設立等の取組みについては、地域の合意の上進めている。	○	○	
3 効果的で効率的であること	地域の実情に合わせながら、市民主体で地域課題の解決のための取組みを進めることができています。	○	○	
4 施策を計画的に実施し、実施結果について評価を行うこと	多様な主体の声や地域の実情を鑑みながら施策を展開している。実施結果については、参加者にアンケートを取ったり、多様な主体と対話（評価）しながら改善を図っている。	○	○	

▶ 横断的検証（庁内検証会議）コメント

【検証２】

本市は古くから地域コミュニティに力を入れているが、中核市の規模で、市内全ての小学校区に地域の拠点となるコミセンを置き、地域主体の協働のまちづくりを進めていることは他市にない特徴であり、本市にふさわしい制度だと言える。

【検証３】

- ・効果・効率について、数字にしてしまうと自治会加入率の低下が目立ってしまうが、活動の中身に着目し、自治会を中心とした校区まちづくり組織が主体的に活動している事実を評価して良いのではないかと。
- ・地域交付金制度について、地域の実情に合わせて柔軟に展開できる運用は効果的である。今後は、制度内容や運用方法について、検証・見直しを行う機会を持ってほしい。
- ・自治会等の負担軽減となるよう、地域活動におけるデジタル化のサポートを担ってほしい。

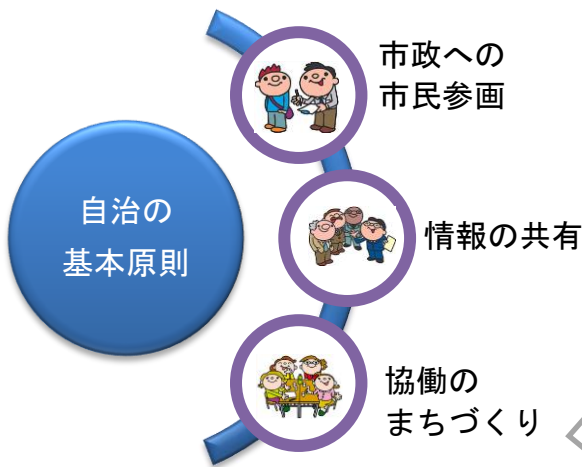
前回の市民検証報告書の意見に対する各年度の取組状況

協働のまちづくり制度		
平成29年度 検証報告書の内容	平成30年度以降の市の考え方や取り組み・対応状況	
1	<p>28小学校区それぞれの個性を活かしながら、一律に仕組みを適応するのではなく、その地域にあった形でまちづくりが進むように柔軟に支援していくことが大事である。地域への財源移転も一律に行うのではなく、積極的に取り組んでいる校区はより充実させるといったことが基本である。</p>	<p>各校区では、地域の特性に応じた「まちづくり計画書」を策定しており、市の支援も校区に応じた対応を行っている。また、財源についても、校区の事情に応じて支援を行っているが、現時点で19校区に地域交付金を交付している。さらに、コミセンの管理運営を協働のまちづくり推進組織で行うなど、一定の取り組みを行っている校区には、これまで分けて交付していた補助金をすべて地域交付金に組み込み、地域の裁量を高めている。（コミセン管理運営を行っている校区数：10校区）</p>
2	<p>校区まちづくり組織においては、福祉や環境などの部会制を敷くことで、各分野に特化した活動が進められている。行政の各担当部署は、校区まちづくり組織が活動しやすいように、行政組織の縦割りの仕組みにとらわれず、柔軟性を持って地域に対応していく必要がある。</p>	<p>個別事案については、市の担当部署がそれぞれ対応しているが、縦割りの弊害がないよう、コミュニティ・生涯学習課が担当部署と情報を共有し、必要に応じ調整を行っている。また、各分野の支援に必要な情報の把握・共有を図るため、福祉部局や市社会福祉協議会、学校教育課と定例の会議を行っている。</p>
3	<p>まちづくりは小学校区単位だけで行われるものではないので、小学校区を超えた広域的な課題についても適切に対応していく必要がある。</p>	<p>全市的な地域課題については、「市連合まちづくり協議会」において協議し、共通課題の解決や連携した対応を行っており、市は事務局として関わっている。また、小学校区を超えた広域的な課題に対応する組織と市との連携については次の事例がある。</p> <p><高丘中学校連携会議> 高丘東と高丘西の防災について考える</p> <p><西明石活性化推進協議会> 鳥羽、和坂、沢池など西明石エリアのまちづくりを考える</p>
4	<p>テーマ型市民活動団体は自立した運営を行い、様々な資金調達の仕組みに取り組むことが求められる。行政としては、これまでの経緯を検証して、今後の支援のあり方につなげていくことが大切である。</p>	<p>平成29年度から指定管理者による複合型交流拠点「ウィズあかし」の運営が開始され、テーマ型市民活動団体の普及啓発や個人・団体のスキルアップ支援、地域組織をはじめとした様々な団体間のコーディネートといった支援が行われている。引き続き、当施設の機能充実に努める。</p> <p>また、明石市市民活動サポート事業を通じて、テーマ型市民活動団体の活動の発展及び自立を支援してきたが、助成期間終了後の活動の継続性や、資金面の確保といった課題を解決するため、令和5年度より「あかし市民活動応援助成金」として制度を大幅にリニューアルした。本助成金では、①助成回数の上限撤廃 ②助成額上限の引き上げ ③人件費への支出を可とする（一部のコースのみ） ④組織基盤の強化を図るコースの新設 などをを行い、様々な市民活動の拡大や継続性の向上を図った結果、申請団体数が（R4:4、R5:52、R6:63）と増加傾向にある。</p>

協働のまちづくり制度の概要

1 明石市自治基本条例における「協働のまちづくり」に関する概要

市民主体のより質の高いまちづくりを実現するために、自治の基本原則のひとつに「協働のまちづくり」を定めている。



第4条 基本原則

- ✓ 市民と市、市民同士は適切に役割分担し、協働してまちづくりに取り組む

第17条 地域コミュニティ

- ✓ 市民が「協働のまちづくり推進組織」を設立
- ✓ まちづくりの基本的な単位は小学校区

第18条 協働のまちづくり推進組織

- ✓ 民主的な運営を行い、各種団体が連携・協力して活動する
- ✓ 地域で意見を集約し、合意形成を図った上で、市に協働の提案を行える

第19条 協働のまちづくりの拠点

- ✓ 小学校区コミュニティ・センター

第20条 条例に基づく協働のまちづくりの推進

- ✓ 別に条例で定める

⇒ **協働のまちづくり推進条例を制定**

<協働とは> (第2条)

市民と市、市民同士が、それぞれの知恵や経験、専門性などの資源を生かし、尊重しながら、果たすべき役割と責任を自覚し、共に考え、共に力を合わせること。

2 協働のまちづくり推進条例の概要

明石市自治基本条例第20条の規定に基づき、協働のまちづくり推進組織の設置、協働のまちづくりに対する各種支援策など、協働のまちづくりの推進方策を明確にすることで「市民自治」によるまちづくりを推進するもの。

<協働のまちづくりの基本理念> (第3条)

市民と市、市民同士は、適切な役割分担の下で連携し、協働してまちづくりに取り組むことにより、社会的な課題の解決を図り、もって地域の個性を生かした、質の高い、心豊かな社会の創造を目指す。

<協働のまちづくり推進条例の特徴>

(1) 市民と市、市民同士の協働によるまちづくり (第5・8・9条)

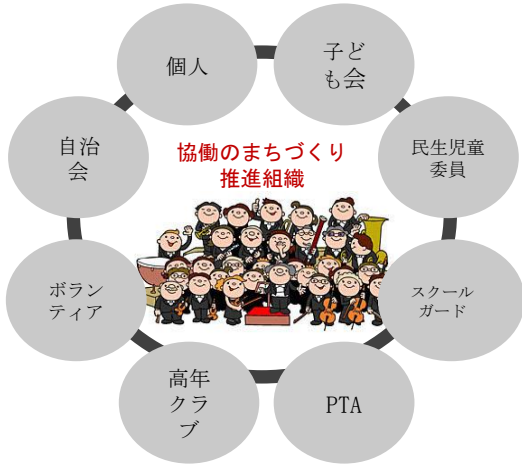
まちづくりは、自治会などの「地縁による団体」（役割：住民同士の連携を深めることや身近な課題への対応に努めることなど）やボランティア、NPOなど分野（テーマ）ごとに活動を行っている「分野型市民活動団体」（役割：専門的知識を生かしたり、様々な団体と連携・協力することなど）など、様々な団体や個人が、それぞれの特性を生かしながら、異なる活動エリアで進められている。

協働のまちづくりの推進においては、それぞれが個性を生かしつつ役割を分担し、適切に連携・協力していくことが重要であり、それを仕組みとして定めている。

(2) 小学校区単位の協働のまちづくり

① 協働のまちづくり推進組織の認定（第17条）

民主性、開放性、透明性、計画性をもった運営を行っている等、市長が定める要件を満たす団体を「協働のまちづくり推進組織」として認定する。



<協働のまちづくり推進組織とは>（第5・17条）

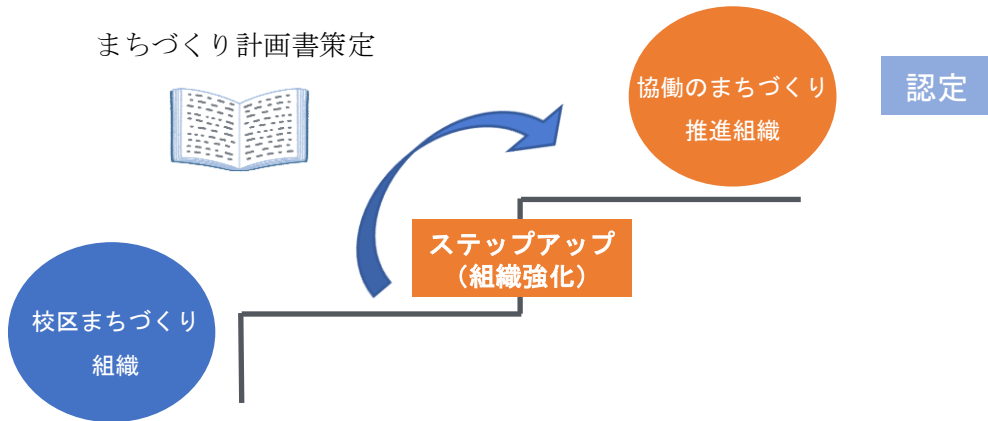
地域の多岐にわたる課題に総合的に対応するための組織で、自治会・町内会をはじめ、地域の多様な団体によって構成される。市長が1小学校区について1団体に限り認定し、当該条例にその認定要件を規定している。

認定校区数：19校区/28校区（令和6年11月現在）

※ 残り9校区は認定に向け現在取組中。

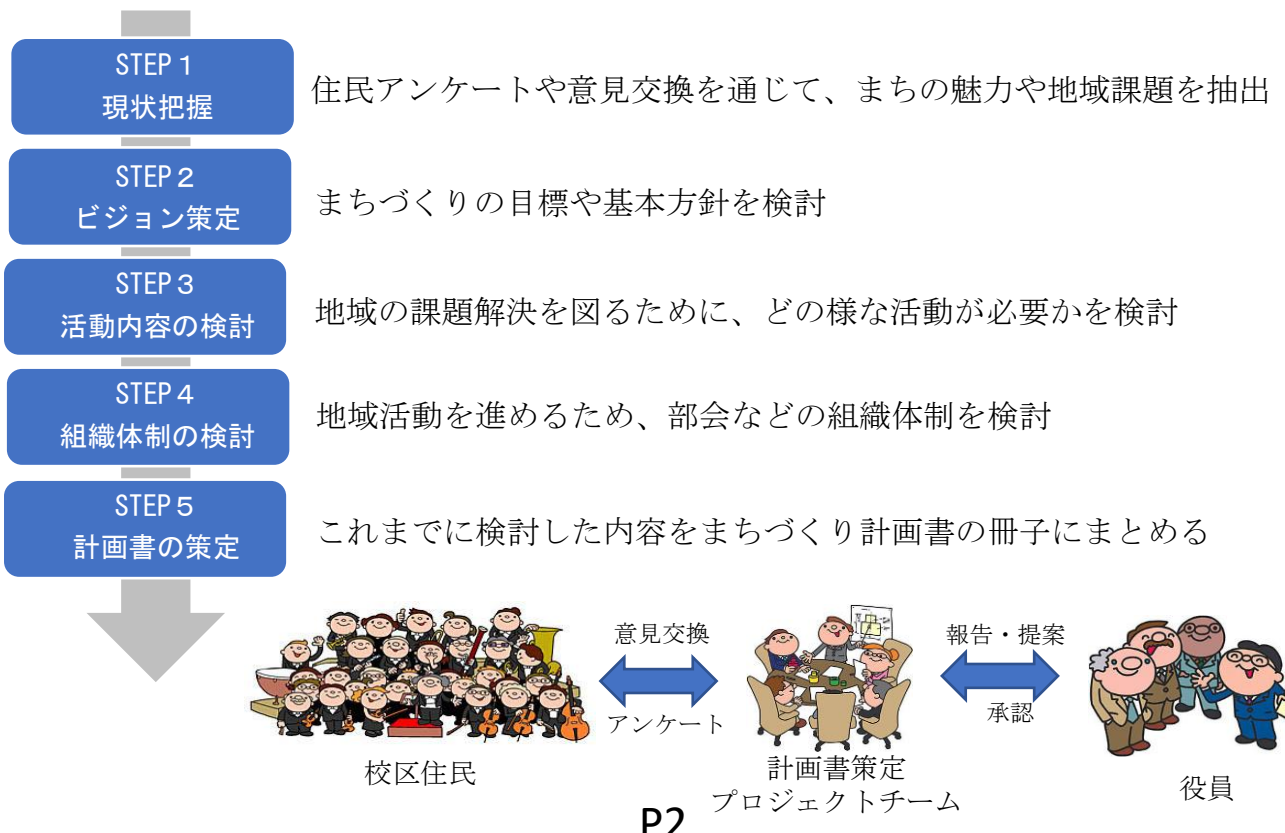
■ 協働のまちづくり推進組織の設立に必要なステップ（第21条）

まちづくりの目標や方針等を定めたまちづくり推進計画（まちづくり計画書）の策定過程において、協働のまちづくり推進組織の設立（組織強化）に取り組んでいる。



■ まちづくり計画書の策定過程イメージ

地域住民で構成された計画書策定プロジェクトチームを中心に、約2年かけてまちづくり計画書を策定している。



② 協働のまちづくり協定（第22条）

協働のまちづくり推進組織は、地域のまちづくり計画に基づき、市と協働して行う事業について協働のまちづくり協定を締結する。

③ 地域交付金の交付（第24条）

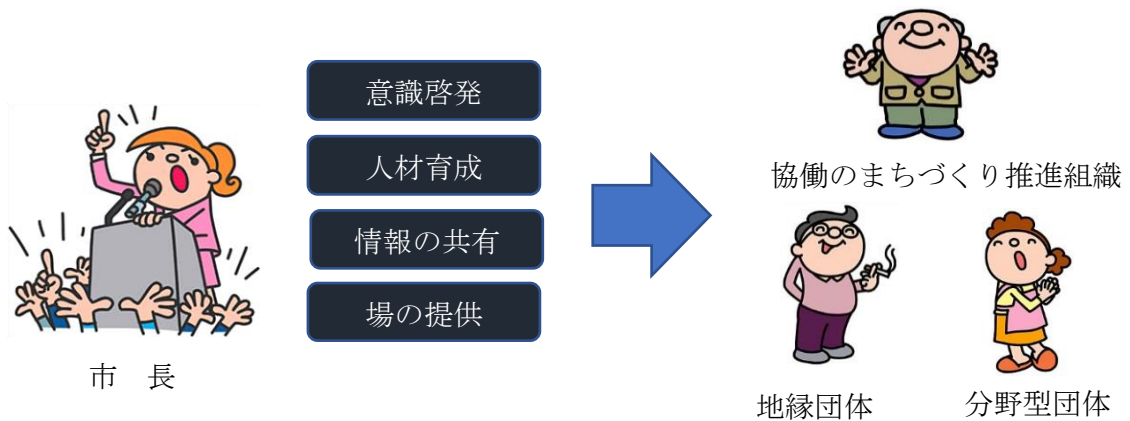
協働のまちづくり推進組織が自主的・主体的に協働のまちづくりを推進し、地域課題を解決することができるよう、市は協定を締結した協働のまちづくり推進組織に対し地域交付金を交付する。

＜地域交付金とは＞

地域の多岐にわたる課題の解決に向けて地域独自の取組みが行えるよう、地域が取り組みたいと考える分野に重点的に資金を配分し、活動できる財政支援制度。

(3) 協働のまちづくりのための基盤整備・市民活動への支援（第13～16条）

市長等の役割として、協働のまちづくりのための基盤整備及び市民活動の支援（意識啓発・人材育成・情報共有・場の提供）を図ることとされている。

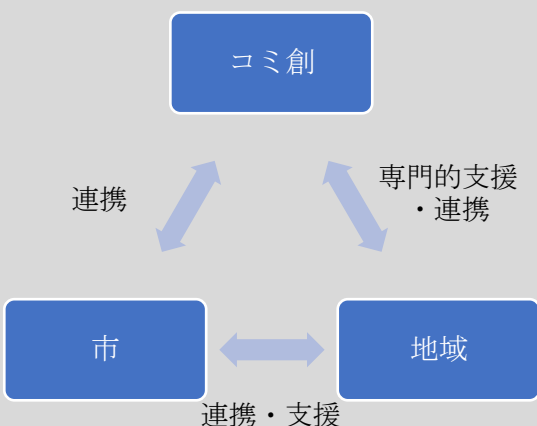


■ その他の支援施策

協働のまちづくりを推進するために、下記の支援も行っている。

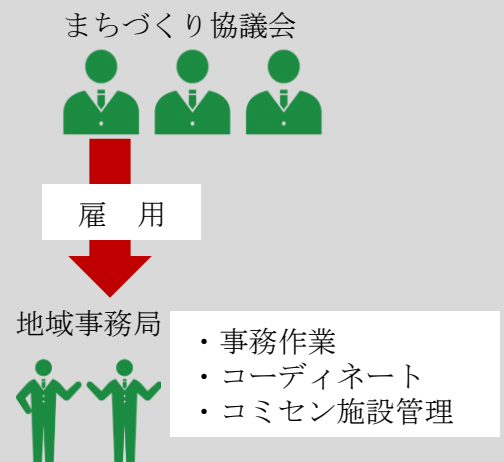
① 人的支援

中間支援組織である一般財団法人明石コミュニティ創造協会が第三者の立場で地域を支援している。



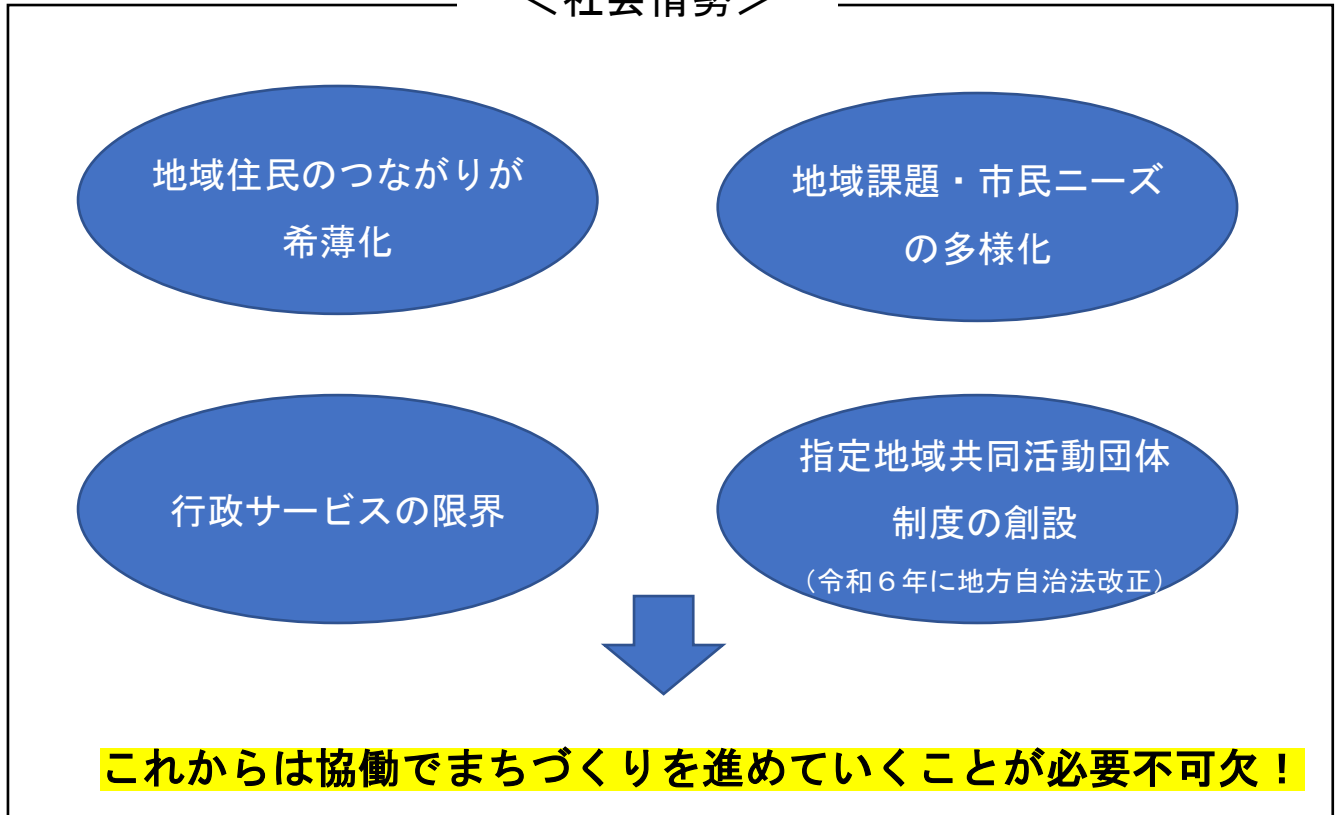
② 地域事務局制度

まちづくり協議会の運営を円滑にするため、有償の地域事務局員を雇用する制度を設立。



【検証 1】 制度が社会情勢に適合しているか

＜社会情勢＞



＜具体的な取組＞

(1) 協働のまちづくり推進組織の設立・認定

- ・自治会・町内会をはじめ、地域の多様な団体によって構成される協働のまちづくり推進組織は、既存の地域コミュニティの枠組みを超えて住民のつながりを作っている。
- ・協働のまちづくりを推進するにあたり、住民アンケートや意見交換会を通じて地域の課題を掘り起こし、それに対応する組織体制や活動の内容を検討するなど、地域の多岐にわたる課題に総合的に対応している。
- ・地域が取り組みたいと考える分野に重点的に資金を配分できる地域交付金を活用して、地域事情に応じた活動を柔軟に展開している。
- ・民主性、開放性、透明性、計画性をもった運営を行っている等、市長が定める要件を満たす団体を「協働のまちづくり推進組織」として認定している。

(2) 協働のまちづくり推進組織の取組事例

① 公園の維持管理・つながりの創出（錦が丘校区まちづくり協議会×市）

まちづくり協議会で公園愛護会を結成し、公園清掃を住民の交流機会として様々な活動を展開している。また、清掃後の公園を活用し、住民が企画・出店する手作りマルシェなど、新しいつながりを創出している。

② 避難所開設訓練（魚住まちづくり協議会×市）

大規模災害が発生した際に、市の指定避難所（魚住小学校の体育館等）をスムーズに開設・運営できるように、住民と市の関係機関で役割分担について協議し、実際の訓練を通じて公助及び共助の強化を図っている。

③ 買いもん行こカー（和坂校区まちづくり協議会×コープ西明石）

買い物環境に関する住民アンケートを取った結果、校区内にスーパーが1件も無いことから、買い物に困っている住民が多数いることが分かった。そこで、和坂校区まちづくり協議会が窓口となり、コープ西明石の買いもん行こカー制度について自治会区域ごとに説明会を行い、申込み等の事務も行っている。



避難所開設訓練



買いもん行こカー

(3) 多様な主体による協働の取組事例

多様化する地域課題や市民ニーズに対して、市民と市、市民同士による課題解決のための取組が行われている。

① 個別避難計画（自治会・町内会×民生児童委員×福祉専門職×市）

災害時にひとりで避難が困難な方（避難行動要支援者）が迅速に避難できるよう、避難所・避難経路、必要なサポート、ひなんサポーター等を事前に検討・準備した上で、実際に避難訓練も行っている。

② こども食堂（こども食堂×こども財団×市）

あかし版こども食堂については、子どもたちが食を通して、地域の方々とつながる居場所として、また、こどもを見守り、必要な支援につなげる気づきの地域拠点として、運営団体の特性や地域の実情に応じたきめ細やかな支援を行っている。子どもだけでなく、高齢者や障害者など、地域の誰もが集い合えるような事業を展開している。

③ 女性のための相談会・勉強会（ウイメンズサポートあかし×市）

DV被害など困難な問題を抱える女性に対する公的支援が充実しているが、家庭内の問題を行政に相談することをためらう人も多くいる。そんな人たちを必要な支援機関につなぐために、女性のための相談会や、DVの勉強会を開催している。



個別避難計画



こども食堂

(4) 小学校区を超えた協働の取組事例

広域的な課題については、小学校区を超えて連携・協力しながらまちづくりを進めている。

① 高丘中学校連携会議

(高丘まちづくり協議会×高丘西校区まちづくり協議会)

高丘中学校連携会議では、高丘まちづくり協議会と高丘西校区まちづくり協議会で高丘全体のまちづくりについて協議をしている。その中でも特に防災を重視しており、毎年合同で「高丘防災訓練」を実施するなど、小学校区を超えてまちづくりに取り組んでいる。

② 二見西・二見合同防災フェア2024

(二見西校区まちづくり協議会×二見校区まちづくり協議会)

2023年度の二見サミット（中高生と二見地区住民の意見交換）において、まちづくりを進める上で今後は防災にも取り組むべきとの声が挙がった。より効率的・効果的に防災に取り組むため、「ちょっとマジメにボウサイ(防災)とふれあいたい」をテーマに、今年度初めて2校区合同で防災フェアを開催した。

③ 西明石活性化推進協議会

(和坂校区まちづくり協議会×鳥羽まちづくり協議会

×沢池校区まちづくり協議会)

西明石活性化推進協議会は、和坂校区まちづくり協議会、鳥羽まちづくり協議会、沢池校区まちづくり協議会の3つのまちづくり組織で構成し、西明石北エリア（野々池中学校区）の活性化に向けて協議を重ねている。具体的な取組として、これからの上ヶ池公園の活用方法について住民で意見交換しながら検討し、令和6年10月に市に提案を行った。



高丘防災訓練



これからの上ヶ池公園の
活用に向けた提案書

【検証2】本市にふさわしい制度か

＜市が掲げるまちづくりの方針＞

1 すべての人にやさしいまちづくり

あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）において、目指すまちの姿を「SDGs未来安心都市・明石 ～いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで～」と定め、将来にわたり誰もが安心して住みたい、住み続けたいと思うまちの実現を目指している。

2 対話と共創のまちづくり

「対話と共創」をまちづくりの基本方針として掲げ、多様な主体と一緒にまちづくりに取り組むことを推進している。

＜具体的な取組＞

(1) 明石市のまちづくりのあゆみ

明石市は約50年前から全国に先駆けてコミュニティづくりに取り組んでいる。

1971年（S46）	衣笠市長が「人間優先の住みがいのあるコミュニティづくり」を行政運営の柱として取り組む
1972年（S47）	大久保・大蔵コミュニティ・センター（コミセン）が開設
1975年（S50）	「コミュニティ元年」を宣言
2004年（H16）	協働のまちづくり推進検討会議を設置、全小・中学校区にコミセン設置完了
2006年（H18）	「協働のまちづくり提言」を策定、小学校区コミセンの充実化
2010年（H22）	明石市自治基本条例を施行
2011年（H23）	明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会を設置
2012年（H24）	協働のまちづくりの仕組み構築に係るモデル事業の開始
2016年（H28）	明石市協働のまちづくり推進条例を施行

(2) 協働のまちづくり推進組織の設立・認定

(3) 協働のまちづくり推進組織の取組事例

(4) 多様な主体による協働の取組事例

先述のとおり。

(5) 市民同士の対話の機会づくりを支援

校区まちづくりを進めていく上で、自主的な対話を通じた取組がさらに広がるよう、市民同士の対話の機会づくりを支援している。

例) これからのまちづくりを考えるワークショップ、住民座談会、タウンミーティング 等



他校区に学ぶまちづくり交流会



これからのまちづくりを考える
若手座談会

(6) 協働のまちづくりのための基盤整備・市民活動への支援

協働のまちづくりを推進するために、各まちづくり協議会の会長で構成された組織である明石市連合まちづくり協議会や協働のまちづくり推進組織などと対話しながら、下記のことに取り組んでいる。

(下線の取組は明石市連合まちづくり協議会と市と協働で企画した事業)

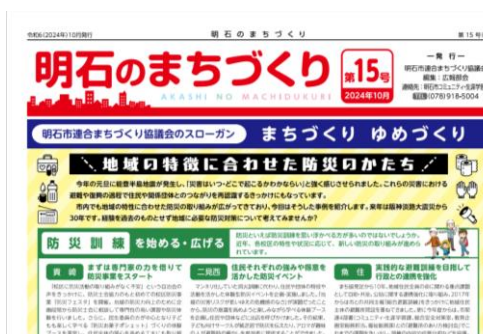
	主な取組内容
意識啓発	地域の会議における啓発 <u>協働のまちづくり講演会</u> 市職員対象の研修・啓発 等
人材育成	地域における会議での支援 <u>28校区の会長同士の意見交換会</u> 地域事務局連絡会（研修会） <u>地域事務局座談会（R6～）</u> <u>あかしまちづくり懇談会（R5～）</u> 持続可能な組織運営を考える勉強会（R6～） 等
情報の共有	明石市連合まちづくり協議会の理事会において情報提供 まちづくり協議会運営ハンドブックの配布 ホームページ「まちナビAKASHI」の運用 <u>広報誌「明石のまちづくり」を発行</u> 等
場の提供	市民活動団体の活動場所としてコミュニティ・センターなどの公共施設の場を提供（減免制度あり） 等
地縁団体への支援	補助金の交付（集会施設の整備、掲示板の設置） <u>自治会・町内会ガイドブック、加入促進マニュアルの策定</u> <u>自治会・町内会の新会長研修会の開催</u> 等
分野型市民活動団体への支援	あかし市民活動応援助成金の交付（R5にリニューアル） 分野型市民活動団体の発表・交流会（R5～） 等



まちづくり講演会



地域事務局座談会



広報紙（明石のまちづくり）



P8

コミュニティ・センター

【検証3】制度が市政運営の基本原則に適合しているか

(2) 公正で透明であること

① 協働のまちづくり制度等の周知

制度の内容については、様々な機会を捉えて周知に努めている。

- ・明石市連合まちづくり協議会
- ・各地域の会議（市職員が直接出向いて会議に出席）
- ・出前講座
- ・市ホームページ 等

② 協働のまちづくり推進組織の設立・認定

協働のまちづくりの推進にあたっては、校区まちづくり組織の総会や役員会等において、地域住民の合意形成を図りながら取組を進めている。また、各校区で進められるまちづくりに係る事業計画や会計、組織体制、規約などはまちナビAKASHI等で開示するよう努めている。

(3) 効果的で効率的であること

- ・28小学校区それぞれの個性を生かしながら、一律に仕組みを適応するのではなく、その地域に合った形でまちづくりが進むように柔軟に支援している。

＜まちづくり計画書策定校区の推移＞

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
校区数	11	14	15	15	17	17	19

※ 残り9校区は認定に向け現在取組中。

- ・地域課題や市民ニーズに応じて、市民と市、市民同士で協働のまちづくりを進めることができている。具体的な取組は検証1のとおり。
- ・地域交付金等の財政的な支援については、一律に行うのではなく、積極的に取り組んでいる校区はより充実させる仕組みとしている。

(4) 施策を計画的に実施し、実施結果について評価を行うこと

① 協働のまちづくり推進組織の設立・認定

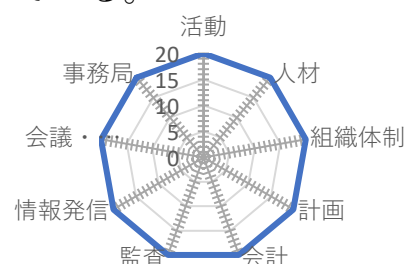
全ての校区で協働のまちづくり推進組織を設立するために、様々な取組を進めている。なお、協働のまちづくり推進組織数は、上記のまちづくり計画書策定校区の推移のとおり。

- ・市職員が校区まちづくり組織の会議に出席し、啓発
- ・28校区の会長同士の意見交換 等

② 協働のまちづくり推進組織の運営・活動

協働のまちづくり推進組織が継続的に発展するために、毎年の活動や組織の状況を市民主体で振り返りを行うよう促している。

- (P：計画) 年間の事業計画・収支予算の策定
- (D：実行) 活動の実施
- (C：評価) 活動・組織の自己評価
- (A：改善) 翌年度の活動・運営方法を改善



③ 協働のまちづくりのための基盤整備・市民活動への支援

【検証2の(5)】の施策を検討する際は、明石市連合まちづくり協議会や協働のまちづくり推進組織などの声を聞きながら事業を企画・展開し、実施後も各々の主体と対話（評価）しながら改善を図っている。

④ 制度の検証・見直し

・地域交付金の見直し（R6～）

近年、最低賃金が上がり続けていることから、社会情勢を考慮して、地域事務局員の人件費を補助するための地域交付金額や地域事務局支援事業補助金額を増額した。

・制度内容や運用方法の検証、見直し（R7～）

協働のまちづくりの仕組み構築に係るモデル事業が始まってから10年以上が経過し、現在では過半数の校区が認定組織になっていることから、来年度より制度の検証、見直し等を外部有識者や市民と一緒に going forward 予定にしている。